

# 第1章

## 東京都健康推進プラン 21 (第二次) の策定に当たって



## 第1章 東京都健康推進プラン21（第二次）の策定に当たって

本章では、第1節で東京都健康推進プラン21（第二次）（以下「プラン21（第二次）」という。）の理念、目的、対象期間等を、第2節で策定の背景を示します。

### 第1節 基本的事項

#### 1 理念

がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病といった生活習慣病やうつ病など、身体とこころの病気によって都民の生活の質が下がることをできるだけ減らし、誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる社会を目指します。

#### 2 目的

プラン21（第二次）は、上記の理念の実現に向けて、都民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを、社会全体で支援し、総合的に推進することを目的としています。

#### 3 位置付け

プラン21（第二次）は、健康増進法<sup>1</sup>（平成14年法律第103号）第8条の規定に基づき、都道府県健康増進計画として策定するものです。

また、平成24年に策定された、国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次））<sup>2</sup>」（以下「健康日本21（第2次）」という。）では、都道府県の健康増進計画の策定に関し、国の目標を勘案した、地域住民に分かりやすい目標の設定などの基本事項を定めており、プラン21（第二次）においてもこれらの事項を踏まえています。

1 健康増進法：国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じることにより国民保健の向上を図ることを目的として、平成15年5月に施行された法律

2 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次））：健康増進法に基づき策定され、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めるとともに、都道府県健康増進計画の基本となる「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」の全部改正が、いわゆる「健康日本21（第2次）」とされている。詳細については、第5章「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月10日 厚生労働大臣告示）」（p.155）参照

#### 4 対象期間

プラン21（第二次）の対象期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、5年を目途に中間評価を行うこととします。

#### 5 都の他計画との関連

- プラン21（第二次）は、保健・医療・福祉政策の基本方針として策定した「福祉・健康都市 東京ビジョン」（平成18年2月策定）や「10年後の東京」（平成18年12月策定）の理念と基本的な考え方を着実に継承して充実・強化するとともに、東日本大震災後の新たな社会経済状況等を踏まえて策定した「2020年の東京」（平成23年12月策定）の考え方に基づいています。
- さらに、「東京都保健医療計画<sup>3</sup>」（平成25年3月改定）、「東京都がん対策推進計画<sup>4</sup>」（平成25年3月改定）、「東京都歯科保健目標 いい歯東京<sup>5</sup>」（平成23年1月策定）との整合性を図り、これらの計画とともに都民の健康を守り支えるものです。

### 第2節 策定の背景

#### 1 国の健康づくり対策

国では、健康増進に係る取組として、「国民健康づくり対策」が数次にわたって展開されてきました。

##### （1）健康日本21（第2次）の策定以前

- 昭和53年から開始した第1次対策では、生涯を通じた健康づくりの推進、健康づくりの基盤整備、健康づくりの普及啓発の3点を柱として取組が推進されました。
- 昭和63年から開始した第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取組が展開されました。

3 「東京都保健医療計画」：医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく医療計画を含む、都の保健医療に関し施策の方向を明らかにする基本的かつ総合的な計画（計画期間：平成25年度から平成29年度まで）

4 「東京都がん対策推進計画」：がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条に基づく都道府県計画として、がんの予防から治療、療養生活の質の向上に至るまでのがん対策に関する総合的な計画（計画期間：平成25年から平成29年度まで）

5 「東京都歯科保健目標 いい歯東京」：ライフステージごとに歯と口腔の健康づくりのテーマを設定し、「都民の健康」及び「都民の知識と行動」の個別目標を示した歯科保健対策の総合的な対策（計画期間：平成23年度から平成27年度まで）

- 平成12年から開始した第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（以下「健康日本21」という。）では、壮年期死亡の減少、健康寿命<sup>6</sup>の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、一次予防<sup>7</sup>を重視した取組が推進されました。
- 平成15年には、国民の健康増進の総合的な推進に関し、基本的事項を定めた健康増進法が施行されました。
- 平成18年にいわゆる「医療制度改革関連法」が成立し、医療構造改革が行われたことに伴い、新たにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）<sup>8</sup>に着目した特定健康診査（以下「特定健診」という。）・特定保健指導<sup>9</sup>の実施が平成20年度から医療保険者に義務づけられ、生活習慣病対策は、予防により重点が置かれるようになりました。
- こうした中で、国は健康日本21を改正し、「メタボリックシンドロームの予防」に関する新たな目標を追加するとともに、当初平成22年度までとした対象期間を、平成24年度まで延長しました。

## （2）健康日本21（第2次）

- 平成24年7月に、平成25年度から平成34年度までを期間とする第4次対策として健康日本21（第2次）が策定されました。

健康日本21（第2次）では、21世紀のわが国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子供から高齢者まで全ての国民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等）の人の生涯における各段階をいう。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本事項を示しています。

6 健康寿命：健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間

7 一次予防：健康的な生活習慣づくりの取組や予防接種等により、疾病の発症そのものを予防すること

8 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：腹部の内臓周囲に脂肪が蓄積する内臓脂肪型肥満に、高血糖、脂質異常、高血圧のうちいずれか2つ以上を併せ持っているもの

9 特定健康診査・特定保健指導：医療保険者が40歳以上75歳未満の加入者（被保険者・被扶養者）を対象に、生活習慣病を発症する前の段階で生活習慣を改善し、生活習慣病を予防するために実施する健診・保健指導。メタボリックシンドローム等の生活習慣病の発症リスクの高い人を健診により把握し、その対象者のリスクに応じて生活習慣の改善を着実に促す保健指導を実施

## 2 都の健康づくり対策

都は、都民の健康課題を踏まえ、区市町村をはじめとする多くの関係機関と連携し、都民一人ひとりの主体的な取組を支援する健康づくり対策を実施してきました。

### (1) 東京都健康推進プラン21の策定以前

- 昭和55年、「東京都健康づくり検討委員会」を設置し、「自分の健康は、自分で守り、自分でつくる」という自覚と実践力を高めるための社会的支援を重視する、という基本的な考え方を示しました。
- 平成3年には「健康づくり都民会議」を設置し、健康づくりにおける行政と民間の連携を促進する「いきいき都民の健康づくり行動計画」を策定しました。
- さらに、平成9年に、健康づくりの戦略書として「東京ヘルスプロモーション」を策定し、都民、民間団体・企業、区市町村と都が一体となって健康づくりを進めることを提唱しました。

### (2) 東京都健康推進プラン21

- 平成13年、健康日本21の地方計画として、「東京都健康推進プラン21」（以下「プラン21」という。）を策定しました。  
プラン21では、都民の健康長寿を実現するために早期発見、早期治療とともに発症予防に重点を置き、生活習慣病と寝たきりの予防に関する目標や健康づくり運動の推進方策などを示し、区市町村をはじめとする健康づくりに携わる関係者の取組を支援することとしました。

### (3) 東京都健康推進プラン21後期5か年戦略

- プラン21の中間評価を踏まえ、平成18年には、平成22年度までを対象期間とする「東京都健康推進プラン21後期5か年戦略」（以下「後期5か年戦略」という。）を策定し、都民の健康対策上の課題として抽出された「糖尿病の予防」「がんの予防」「こころの健康づくり」の3つに重点的に取り組むこととしました。

### (4) 東京都健康推進プラン21新後期5か年戦略

- 平成20年3月には、医療構造改革に対応するため、平成20年度から平成24年度までを対象期間とする「東京都健康推進プラン21新後期5か年戦略」（以下「新後期5か年戦略」という。）を策定しました。  
新後期5か年戦略では、後期5か年戦略の重点課題である「糖尿病の予防」

に、新たに「メタボリックシンドロームの予防」を追加し、予防を重視した生活習慣病対策や健康づくりの気運の醸成などに取り組んできました。

- また、平成20年度から、医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施が義務づけられ、40歳から74歳までの都民に対する生活習慣病の予防と早期発見、早期治療に大きな役割を担うこととなりました。

国及び都のこれまでの健康づくり対策の流れ

